

「相中相高百年史」より  
( 戦時体制下の相馬中学校 5 )

## 5 勤労働員

日中戦争の勃発による戦時体制が日増しに強められ、1938 (昭 13) 年に「国家総動員法」が、翌 1939 (昭 14) 年には「国家徴用令」が定められる。すなわち、国家的要請に基づく戦時教育体制は「集団勤労作業」の強化という形で、この年代の特色として大きく前面に打ち出されてくる。

本校の勤労作業実施は、1938 (昭 13) 年より始まる。この年、8月6日から10日まで (但し1～3年は8日まで)、8月21日から25日まで、5年生は霊山神社にでかけた。北畠頭家六百年祭執行のための境内の整地作業である。

更にこの年10月「国民精神総動員銃後援強化週間」が設定され、郷友区ごとに、戦没、出征軍人宅の農耕、草取りなど、あるいは神社清掃の後、出征軍人に対して武運長久祈願を行っている。

1941 (昭 16) 年までは、令達通り夏季休暇中に「夏季心身鍛錬計画」の一つとして実施している。

1939 (昭 14) 年以降、文部省は勤労作業の「漸次恒久化」をはかり、正課に準じて行うことを指示している。そして、「国策に協力せしむる実践教育」の名のもとに、「一年を通じて三十日以内の日数は授業を廃し」食糧の増産等に協力してゆくことになる。

1941 (昭 16) 年、戦時動員体制ができ、8月、文部省は「学校報国隊」の結成を指令し、本校では習練隊となるのであるが、勤労奉仕作業は休暇のみでなく、次第に授業の中に組み入れられていく。12月太平洋戦争が勃発する。

1942 (昭 17) 年1月「国民勤労報国協力令施行規則による学徒動員令」が初めて発動する。

1943 (昭 18) 年には、線局の不利な状況に対すべく、3月の「学徒動員実施要綱」、6月の「学徒戦時動員体制確立要綱」などの閣議決定により、決戦下における学徒動員体制の確立がなされた。勤労働員は、教育実践の一環として「在学期間中一年につき概ね三分の一の相当期間」となる。

1944 (昭 19) 年には戦局いよいよ不利となるにおよび、2月「決戦非常措置要綱」などが公布され、「今後一年常時之を勤労その他非常勤務に出勤」させる所謂「通年動員」へと変容して行く。

1945 (昭 20) 年戦局はいよいよ苛烈になるに及んで、3月には「決戦教育措置要綱」が閣議決定、「学校に於ける授業は、昭和二十年四月一日より昭和二十一年三月三十一日する間、原則として之を停止する」ことになり、また5月「戦時教育令」が公布され、学徒に対して最後の奉公を求めた。

しかして8月15日、無条件降伏を受託し、忌まわしい戦争に終りを告げるのである。